

年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会
平成 30 年9月 20 日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 4件

厚生年金保険関係 4件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 6件

国 民 年 金 3件

厚生年金保険関係 3件

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1800074号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1800047号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和62年11月22日から同年12月1日に訂正し、同年11月の標準報酬月額を9万8,000円とすることが必要である。

昭和62年11月22日から同年12月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る昭和62年11月22日から同年12月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和42年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和62年11月22日から同年12月1日まで

厚生年金保険の記録では、A社における被保険者資格喪失年月日が昭和62年11月22日となっているが、同日以降も引き続き同年11月30日まで同社に勤務しており、同年11月の厚生年金保険料も給与から控除されていた。

請求期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

雇用保険の加入記録、A社の請求期間当時の事業主、役員及び同僚の陳述並びに請求者から提出された預金通帳から判断すると、請求者が、請求期間も同社に継続して勤務し、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、A社における請求者の昭和62年10月の厚生年金保険の記録から、9万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の請求期間に係る届出及び厚生年金保険料納付については不明である旨回答しており、このほかに、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1800097号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1800048号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和51年5月31日から同年11月1日に訂正し、同年5月から同年10月までの標準報酬月額を8万6,000円とすることが必要である。

昭和51年5月31日から同年11月1日までの期間については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和30年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和51年5月31日から同年11月1日まで

厚生年金保険の記録では、A社における被保険者資格の喪失年月日が昭和51年5月31日と記録されているが、同社には同年4月1日に入社し、同年10月末まで勤務していたので、同社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を同年11月1日に訂正してほしい。

第3 判断の理由

雇用保険の記録及びA社の元従業員の回答から、請求者が請求期間も同社に継続して勤務していたことが認められる。

一方、A社に係る事業所別被保険者名簿によると、請求者の厚生年金保険被保険者資格の喪失に係る届出は、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日から約3か月後の昭和52年1月28日に受け付けられているところ、請求者の資格喪失年月日は、当該受付日から約8か月遡った昭和51年5月31日と記録されている。

また、前述の被保険者名簿において、請求者のほか71人の厚生年金保険被保険者資格の喪失に係る届出の受付日は、請求者と同日の昭和52年1月28日と記録されているところ、当該71人の資格喪失日については、請求者と同様に当該受付日より3か月から10か月遡った日が記録されている上、当該71人のうち、半数を超える43人について、昭和51年の定時決定等の標準報酬月額の記録が取り消されている。

さらに、A社における厚生年金保険被保険者記録のある元従業員に照会し、回答のあった複数の者は、同社における請求者の勤務期間において、請求者の業務内容、勤務日数及び勤務時間に変更はなかった旨回答している。

加えて、オンライン記録によると、A社は、昭和51年10月31日付けで厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているが、前述の元従業員の回答及び雇用保険の記録により、同日まで厚生年金保険の適用事業所の要件を満たしていたと認められる。

これらを総合的に判断すると、請求者について、昭和51年5月31日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的理由はなく、当該資格喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、請求者の厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日は、雇用保険の記録における離職日の翌日である同年11月1日とすることが妥当である。

また、請求期間の標準報酬月額については、A社における請求者の昭和51年4月の厚生年金保険の記録から、8万6,000円とすることが妥当である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1800112号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1800049号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額を平成15年12月5日は55万円、平成16年7月12日及び平成17年7月15日は24万4,000円に訂正することが必要である。

平成15年12月5日、平成16年7月12日及び平成17年7月15日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成15年12月5日、平成16年7月12日及び平成17年7月15日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和28年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成15年12月5日
② 平成16年7月
③ 平成17年7月

請求期間①、②及び③にA社から賞与を支給されたにもかかわらず、厚生年金保険の記録に当該賞与の記録が無いので、記録を認めてほしい。

第3 判断の理由

請求期間①、②及び③について、請求者から提出された当該各期間に係る賞与明細書及びA社の回答により、請求者は、当該各期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

なお、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、請求期間に係る標準賞与額については、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①、②及び③の標準賞与額については、前述の賞与明細書により確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、請求期間①は55万円、請求期間②及び③は24万4,000円とすることが妥当である。

また、請求期間②及び③の賞与支払日については、A社の回答から、請求期間②は平成16年7月12日、請求期間③は平成17年7月15日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当該各期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の当該各期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1800117号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1800050号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成27年11月30日から同年12月1日に訂正し、同年11月の標準報酬月額を19万円とすることが必要である。

平成27年11月30日から同年12月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成27年11月30日から同年12月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和41年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成27年11月30日から同年12月1日まで

厚生年金保険の記録によると、A社における被保険者資格の喪失年月日が平成27年11月30日になっており、請求期間の記録がない。

A社には、平成27年11月30日まで継続して勤務し、請求期間に係る厚生年金保険料が給与から控除されていたので、当該期間に係る年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

雇用保険の加入記録、A社提出の請求者に係る賃金台帳及び請求者提出の給料明細書から判断すると、請求者は、請求期間も継続して同社に勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、前述の賃金台帳により確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、19万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社提出の請求者に係る健康保険・厚生年金保険資格喪失確認通知書及び年金事務所が保管する請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届における資格喪失年月日がいずれも平成27年11月30日となっていることから、事業主から同日を資格喪失年月日とする同資格喪失届が提出され、その結果、年金事務所は、請求者の同年11月に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず(年金事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む)、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1800113号
厚生局事案番号 : 近畿(国)第1800023号

第1 結論

昭和47年4月から平成12年5月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和23年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和47年4月から平成12年5月まで

A県B市に転居した昭和47年4月頃、元妻と一緒にB市役所に出向いて国民年金の加入手続を行ったが、二人とも年金手帳は交付されなかった。

その後、昭和47年4月から昭和49年6月までの国民年金保険料は、C銀行D支店(現在は、E銀行F支店)に定期的に出向いて、納付書に現金を添えて納付した。

昭和49年7月から昭和58年11月までの期間及び同年12月から平成11年3月までの期間は、G銀行H支店及び同行I支店のそれぞれの行員が、毎月、国民年金保険料を店舗兼自宅に集金に来てくれたので、納付書と現金を預けて国民年金保険料の振込を依頼していた。

平成元年1月30日発行のG銀行H支店の取次帳を見ると、最終台紙に、「H3.7.24 国民年金保険¥56,000」の記載が確認でき、その横に行員名が押印されていることから、平成3年7月24日に国民年金保険料として5万6,000円の振込を依頼したことは間違いはないはずである。

私名義のG銀行I支店の預金通帳を見ると、平成11年4月から平成12年5月までの国民年金保険料が口座振替されていることから、平成11年4月から平成12年5月までの国民年金保険料を納付したことは間違いはないはずである。

取次帳及び預金通帳を資料として提出するので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、昭和47年4月頃、元妻と一緒にB市役所に出向いて国民年金の加入手続を行い、その後、国民年金保険料を納付した旨陳述している。

しかしながら、請求者が陳述する時期に国民年金の加入手続が行われた場合、年金記録を管理するための国民年金手帳記号番号が払い出され、請求期間に係る国民年金保険料の納付を行うためには当該国民年金手帳記号番号が必要となる。請求者及びその元妻に係る国民年金手帳記号番号の払出しの有無について、社会保険オンラインシステムにより複数の読み方で氏名検索を行ったほか、年金情報総合管理・照合システム(紙台帳検索システム)により、請求者が国民年金の加入手続を行ったとする昭和47年4月を含む昭和47年度にB市で払い出された国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行ったが、請求者及びその元妻に対する国民年金手帳記号番号の払出しは確認できない上、オンライン記録によると、請求者の元妻に係る年金記録は見当たらない。

また、請求期間中の平成9年1月に、制度共通の年金記録を管理する番号として基礎年金番号制度が実施されたことに伴い、国民年金及び厚生年金保険の加入者については、当該制度発足時に加入していた制度の年金手帳の記号番号が基礎年金番号とされたが、請求者が昭和47

年4月頃に国民年金の加入手続きを行い、国民年金手帳記号番号が払い出されていた場合、当該国民年金手帳記号番号が基礎年金番号となるが、請求者の基礎年金番号は、請求期間より前に勤務していた事業所における厚生年金保険被保険者台帳記号番号が平成29年9月1日に付番されており、当該事業所を退職してから同日までの期間は、国民年金に加入していなかったことがうかがえることから、請求期間は国民年金の未加入期間であり、請求者が国民年金保険料を納付することはできない。

さらに、請求期間のうち、昭和47年4月から昭和49年6月までの国民年金保険料について、請求者は、C銀行D支店に出向いて、納付書に現金を添えて納付した旨陳述しているところ、B市民だより（昭和49年4月15日発行）を見ると、昭和49年度から国民年金手帳を窓口で提示してもらう方法から納付書方式に変更することが記載されており、請求期間のうち、昭和47年4月から昭和49年3月までの国民年金保険料を、納付書により金融機関で納付したとする請求者の陳述する納付方法とは符合しない。

加えて、請求期間のうち、昭和49年7月から平成11年3月までの国民年金保険料について、請求者は、毎月、G銀行の行員に集金してもらっていた旨陳述しているところ、A県国民年金事業年報（平成元年度）を見ると、平成元年4月から毎月納付制度が全面的に実施される旨記載されており、請求期間のうち、昭和49年7月から平成元年3月までの国民年金保険料を、毎月納付したとする請求者の陳述する納付方法とは符合しない。

また、請求者から提出されたG銀行H支店の請求者名義の取次帳を見ると、最終台紙に「H3.7.24 国民年金保険¥56,000」の記載が確認できるところ、同支店の担当者によると、50枚綴りの用紙が足らなくなって記載したものと考えられ、平成3年7月24日に国民年金保険料として5万6,000円と納付書をお預かりしたと思われるが、資料等が残っていないため、誰のものなのかを判断することはできない旨陳述しており、当該記載が請求者に係る請求期間の国民年金保険料であると判断することはできない。

なお、平成3年7月24日に納付可能な国民年金保険料は、平成元年6月から平成3年7月までの期間であり、当時の国民年金保険料額が5万6,000円となるのは平成元年6月から平成2年3月までのうちの7か月分であると考えられるところ、オンライン記録によると、請求者の妻に係る平成元年度の国民年金保険料は納付済みとなっている。

さらに、請求者から提出されたG銀行I支店の請求者名義の預金通帳を見ると、平成11年4月から平成12年5月までの国民年金保険料が口座振替されているところ、同支店から提出のあった請求者に係るJ市税等預金口座振替納付依頼書（兼解約届）には、請求者の妻の基礎年金番号のみが記載されていることから、当該口座振替の記載は、請求者ではなく、請求者の妻に係る国民年金保険料が口座振替されたものと考えられる。

このほか、請求期間は338か月に及んでおり、これほど長期間にわたって国民年金保険料の収納及び記録管理における事務過誤が繰り返されたとも考え難い上、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）はなく、ほかに請求者に係る請求期間の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1800118号
厚生局事案番号 : 近畿(国)第1800024号

第1 結論

平成4年12月から平成6年1月までの請求期間については、国民年金保険料を免除されていた期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和43年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成4年12月から平成6年1月まで

国民年金保険料の免除制度について、誰から説明を受けたか覚えていないが、私が会社を退職するにあたり、国民年金保険料の免除申請を勧められたので、当時居住していたA県B市役所で国民年金の加入手続及び免除申請を行ったと思う。

請求期間は未加入期間となっているが、私は、請求期間の免除申請を行った記憶があるので、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、会社を退職後、国民年金の加入手続及び請求期間に係る国民年金保険料の免除申請を行った旨主張している。

しかしながら、国民年金保険料の免除申請を行うためには、国民年金の加入手続が必要であるところ、初めて国民年金の加入手続が行われた場合、年金記録を管理するための国民年金手帳記号番号(以下「記号番号」という。)が払い出されることから、請求者に対する記号番号の払出しの有無について、社会保険オンラインシステムにより複数の読み方で氏名検索を行ったが、請求者に対する記号番号の払出しは確認できない。

また、B市は、国民年金の加入手続を行った被保険者が年金手帳を持っていない場合、当日、窓口で年金手帳を手渡しすると回答しているが、請求者は、年金手帳の交付を受けたかどうかは覚えていない上、現在所持する厚生年金保険の年金手帳以外に年金手帳は持っていなかったと思うと陳述している。

さらに、請求者は、請求期間当時からおおよそ25年も経過していることもあり、国民年金の加入手続及び免除申請についての記憶はあいまいである旨陳述しており、加入手続及び免除申請についての具体的な陳述は得られない。

加えて、請求期間に係る全ての国民年金保険料が免除されるためには、2回の免除申請並びにB市及び管轄社会保険事務所(当時)における当該免除申請に伴う事務処理が行われることとなるが、これらの事務処理が2回とも記録されなかったとは考え難い。

このほか、請求者が請求期間の国民年金保険料の免除申請を行ったことを示す関連資料はなく、請求期間について、ほかに請求者の国民年金保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1800194号
厚生局事案番号 : 近畿(国)第1800025号

第1 結論

昭和60年*月から昭和61年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和40年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和60年*月から昭和61年3月まで

平成12年9月頃、私の結婚に伴う住所変更手続について、A県B郡C町(現在はD市)の役場に問い合わせをすると、後日、同町の担当者から未納分の国民年金保険料を納めてもらわないと手続できないと言われたため、結婚当日までに、兄が立て替えてくれた現金で、父が同町役場の窓口で請求期間の国民年金保険料を納付してくれたはずなので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間の国民年金保険料について、請求期間から約15年後の平成12年9月から同年11月までの間に、請求者の父がC町役場の窓口において請求者の兄が立て替えた現金で納付したと主張している。

しかしながら、国民年金法の時効に関する規定により、国民年金保険料を遡って納付できる期間は2年であることから、請求者が主張する納付時期において、請求期間の国民年金保険料を過年度納付することはできない。

また、請求者は、請求期間の国民年金保険料の納付に関与しておらず、当該納付を行ったとする請求者の父は既に亡くなっているため、当時の詳細について確認することができない。

このほか、請求者の父が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控等)はなく、請求期間について、ほかに請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1800094号
厚生局事案番号 : 近畿(脱)第1800007号

第1 結論

昭和46年4月21日から昭和52年5月1日までの請求期間については、脱退手当金を受給していない期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和26年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和46年4月21日から昭和52年5月1日まで

支給済期間 : ① 昭和46年4月21日から昭和47年10月21日まで
② 昭和47年10月31日から昭和52年5月1日まで

厚生年金保険の記録では、請求期間については、脱退手当金が支給された期間と記録されているが、私は、当該期間に係る脱退手当金の請求及び受給をしていないので、当該期間の脱退手当金の支給記録を取り消して、年金額に反映する記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者の請求期間に係る脱退手当金裁定請求書において、請求者の氏名、生年月日、住所、厚生年金保険被保険者台帳記号番号並びに当該期間に係る各事業所の名称及び所在地が記載されているとともに、請求者の押印、請求者の住所地と最後に使用された事業所を管轄するそれぞれの社会保険事務所(当時)の受付印及び隔地支払済(52.9.5)印が確認できる。

また、上記裁定請求書のうち「脱退手当金の請求について」において、厚生年金保険制度の説明及び通算老齢年金と脱退手当金との比較の表が記載されている上、「上記の説明をよみました。脱退手当金を請求します」と記された横には、請求者の氏名及び電話番号が記載され、請求者の押印が確認できることから、請求者の意思に基づき脱退手当金が請求されたものと考えられる。

さらに、最後に使用された事業所のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、請求者の欄に脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、請求期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りはなく、同社に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和52年9月5日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

このほか、請求者の請求期間に係る脱退手当金が支給されていないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、請求者は、請求期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1800059号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1800045号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和26年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和44年8月から昭和53年3月まで

請求期間当時、兄と一緒にA社のB職をしていたが、兄は同社における厚生年金保険の加入記録があると言っている。一緒に働いていた私に厚生年金保険の加入記録がないのはおかしく思うので、調査の上、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

オンライン記録及び商業登記の記録によると、A社は平成10年2月28日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、平成14年12月3日に解散している上、請求期間当時の同社の役員8人のうち、7人は既に死亡又は所在が確認できず、残りの1人に照会したが回答を得られないことから、請求者の請求期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、同社の関係者に確認することができない。

また、オンライン記録において、請求期間にA社における厚生年金保険被保険者記録があり連絡先が判明した者(請求者の兄を除く。)に照会し、5人から回答又は陳述を得たが、請求者を記憶している者はおらず、請求者の請求期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、請求者がA社において一緒に働いたとする請求者の兄からは、請求者が同社の業務に従事した期間及び請求者の給与からの厚生年金保険料控除をうかがわせる陳述は得られない上、雇用保険の記録において、請求者の同社における加入記録も確認できない。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、請求期間に係る健康保険の整理番号に欠番は無く、請求者に係る被保険者記録の欠落をうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が、厚生年金保険の被保険者として、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1800067号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1800046号

第1 結論

請求期間①について、請求者のA社B支店における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②及び③について、請求者のC社本店における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和7年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和26年4月1日から昭和27年10月頃まで
② 昭和27年10月頃から昭和29年1月1日まで
③ 昭和29年3月13日から同年4月1日まで

私は、昭和26年4月からA社に就職し、D町にあった同社B支店のE出張所とされていたF作業所において、昭和29年3月末日まで引き続き勤務した。

昭和27年10月頃に、A社B支店はC社に譲渡されたため、譲渡以前はA社、譲渡以降はC社においてそれぞれ厚生年金保険に加入しているはずであるが、年金記録を見ると、A社における被保険者記録は見当たらない上、C社本店における被保険者記録も、たったの2か月間となっており、実際の勤務期間よりも短く、退職時期についてもおかしい。

調査の上、各請求期間を厚生年金保険の加入期間として、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①について、請求者は、請求期間①、②及び③を通じて勤務したとするF作業所における同僚(以下「請求者の記憶する同僚」という。)11人の氏名等を挙げているところ、このうち請求者がF作業所において入社時から退社時まで一緒に勤務した先輩と考えられる者(以下「請求者の先輩」という。)は、請求期間①のうち一部の期間について、A社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において被保険者記録が確認できる。

しかしながら、A社の後継事業所であるG社は、「平成20年の合併時に、資料等は一切引き継いでいないため、請求者について不明である。」旨回答しており、請求者の請求期間①に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、事業所に確認することができない。

また、請求者の記憶する同僚は、既に死亡している、又は所在が確認できないことから事情照会することができない上、A社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、請求期間①に被保険者記録があり連絡先の判明した者に照会し23人から回答を得たが、請求者を記憶している者はおらず、請求者の請求期間①に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、同僚に確認することができない。

このほか、請求者の請求期間①に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 請求期間②及び③について、請求者は、「A社B支店がC社に譲渡された時期については、はっきり覚えていないが、昭和27年10月頃と思う。」旨陳述しているところ、社史におい

て、A社B支店は昭和28年2月1日にC社に譲渡された旨の記載が確認できることから、請求期間②のうち昭和28年1月31日以前の期間については、請求者が勤務したとするF作業所がC社に譲渡される前の期間であったと考えられる。

一方、C社は、「請求期間②及び③当時の資料は保管しておらず、請求者について一切不明である。」旨回答していることから、請求者の請求期間②及び③に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、事業所に確認することができない。

また、C社本店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における請求者の資格取得年月日（昭和29年1月1日）はオンライン記録と一致しており、資格取得年月日が訂正された等の不自然な点は見当たらない上、請求者の記憶する同僚のうち、請求者の先輩を含む5人について、当該被保険者名簿における資格取得年月日は請求者と同じであり、このうちの4人は、請求者と同様に新規に厚生年金保険被保険者台帳記号番号が払い出されている。

さらに、オンライン記録において、請求者の先輩は、A社B支店における被保険者資格を昭和27年12月26日に喪失後、C社本店における被保険者資格を取得する昭和29年1月1日まで厚生年金保険に加入していた記録は確認できず、請求者の記憶する同僚の中に、請求期間②にC社本店における被保険者記録が確認できる者は見当たらない。

加えて、請求者の記憶する同僚は、前述のとおり事情照会ができない上、C社本店において、請求期間②又は③に被保険者記録があり連絡先が判明した者に照会したが、請求者を記憶している者はおらず、請求者の請求期間②及び③に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、同僚に確認することができない。

また、請求者は、「F作業所には、H社に転職する前日の昭和29年3月31日まで勤務した。」旨主張しているが、前述のC社本店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における請求者の資格喪失日（昭和29年3月13日）はオンライン記録と一致している上、当該資格喪失日が訂正された等の不自然な点は見当たらない。

このほか、請求者の請求期間②及び③に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。